

韓国特許庁における優先権証明書の翻訳文の提出の廃止について

韓国特許法 (及び新案法) 施行規則が改正され、パリルート及びPCTルート
の優先権主張を伴う韓国出願について、従来義務付けられていた優先権
証明書の韓国語翻訳文の提出が廃止されました。改正法の施行後は、出
願人は、原則として、優先権証明書の韓国語翻訳文を提出する必要はなく、
提出命令があった場合にのみ対応すればよいこととなりました。

この改正法は2006年1月1日から施行される予定であり、施行日から換
算しますと、実際にこの改正法が適用されるのは、パリルートの優先権主張
を伴う出願については、最先の優先権主張日が2004年9月1日以降であ
る場合 ;およびPCTルートの優先権主張を伴う出願については、韓国特許庁
の優先権証明書類の到達広告日が2005年11月1日以降である場合 ;と
なります。

以上